

令和5年 第10回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和5年10月18日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

	頁
議案第29号 令和6年度金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針（案）について （学校指導課）・・・	1
報告第28号 令和5年度「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」の結果の概要について （学校指導課）・・・	5
報告第29号 令和6年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項について （市立工業高等学校事務局）・・・	11
報告第30号 令和5年度金沢市社会教育功労者表彰について （生涯学習課）・・・	19
その他 （1）次回の定例会議の日程について	

令和6年度金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針（案）について

令和5年10月18日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和6年度 金沢市立小・中学校における教育課程編成・実施の基本方針 [概要]

I 教育課程編成の基本的な考え方

1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成

- (1) 特色ある教育課程の編成
- (2) 中学校区の実態に応じた教育課程の編成
- (3) 道徳教育の指導計画作成と教育課程の編成（「特別の教科 道徳」含む）
- (4) 人権教育の指導計画作成と教育課程の編成
- (5) 健康教育の指導計画作成と教育課程の編成

2 金沢ふるさと学習の推進

- (1) 教育課程上の位置付け
- (2) 学校の実情や地域の実態に応じた教育課程の編成
- (3) 身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成するための教育課程の充実
- (4) 「金沢 SDGs」の視点での教育課程の充実

3 金沢「絆」活動の推進

- (1) 金沢「絆」プロジェクトに係る教育課程の編成
- (2) 金沢「絆」の日に係る教育課程の編成

4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成
- (2) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を生かした教育課程の編成
- (3) 「特別の教科 道徳」の教育課程の編成
- (4) 「自立活動」の教育課程の編成

5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成

- (1) 保護者・地域住民の理解を深めることを意識した教育課程の編成
- (2) 学校評価を生かした教育課程の改善
- (3) 保護者・地域住民と連携した教育課程の編成
- (4) 地域の人材や施設、近隣の教育機関等との連携を意識した教育課程の編成

II 教育課程実施の基本的な考え方

1 教育課程実施における量的な把握と質的な把握

- (1) 教育課程実施状況の量的な把握
- (2) 教育課程実施状況の質的な把握

2 各学校における特色ある教育課程の実施

- (1) 学力調査や体力・運動能力調査の結果を生かした教育課程の実施
- (2) 「特色ある学習内容」の実施と次年度への反映

3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育課程の実施

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の実態に合った教育課程の実施と次年度への反映
- (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する段階的な教育課程の実施

4 信頼される学校づくりに向けた教育課程の実施

- (1) 学校評価結果を生かした教育課程の実施と見直し
- (2) 保護者や地域住民への学校評価結果の公表

Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項

1 指導計画の内容

- (1) 小学校において編成する教育課程
- (2) 中学校において編成する教育課程
- (3) 各学校の教育課程に位置付ける指導計画
 - ①道徳教育 ②人権教育 ③健康教育

2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

- (1) 主幹教諭・教務主任の役割
- (2) 研究主任（学力向上担当者）の役割
- (3) 生徒指導主事の役割
- (4) 進路指導主事等の役割
- (5) 保健主事等の役割
- (6) 道徳教育推進教師の役割
- (7) 人権教育担当者の役割
- (8) GIGA スクール推進リーダーの役割
- (9) 各種教育担当者の役割

3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

- (1) 特別支援教育コーディネーターの役割

- (2) 特別支援学級担当者の役割
- (3) 通級指導教室担当者の役割

4 教育課程実施状況の把握と改善

- (1) 各種調査による教育課程実施状況の把握と改善
- (2) 学校評価による教育課程実施状況の把握と改善

5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 小・中学校の標準授業時数
- (2) 年間授業時数の1単位時間
- (3) 標準授業時数を上回る指導時間の確保に向けた休業日における授業の実施
- (4) 土曜授業及び週休日を活用した授業を実施する際の留意点
- (5) 長期休業日を活用した授業を実施する際の留意点
- (6) 学級担任・教科担当者等による教育課程実施状況の点検・評価
- (7) 総合的な学習の時間の留意点
- (8) 金沢ふるさと学習の授業時数
- (9) 小学校英語活動・英語科ショートタイムにおける授業時数と指導内容の記載
- (10) 情報活用能力を育成するための教育課程の編成
- (11) まとめや習熟の時間、定着が不十分な単元等への十分な時数配当
- (12) 金沢ベーシックカリキュラムの「主な学習内容」を変更する場合の留意点
- (13) 小学校プログラミング教育の実施上の留意点
- (14) 特別活動における「キャリア・パスポート」の活用

6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 教科・領域のバランスや豊かな経験・学習を考慮した教育課程の編成
- (2) 児童生徒の発達段階や生活年齢を考慮した教育課程の編成
- (3) 欠席・早退時等の教育課程における実施時数の取扱い
- (4) 特別支援学級における指導時数と交流学級における指導時数の把握
- (5) 「学級活動」の指導
- (6) 「特別の教科 道徳」の指導及び教育課程への記載

7 GIGA スクール構想に基づく教育課程の実施に向けて留意すべき内容

- (1) すべての学習活動における学習用端末等の積極的な活用
- (2) 各教科の特質やICTの利点等を踏まえた活用
- (3) 「ICT版金沢型学習スタイル」に基づいた授業の実践

※令和6年度 金沢市立小中学校の標準授業時数【小学校】別表1【中学校】別表2

令和5年度「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」の結果の概要について

令和5年10月18日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和5年度「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」結果の概要について

1 アンケート概要

(1) 目的

金沢市立学校児童生徒の携帯電話やスマートフォン、インターネット等の利用状況について実態等を把握し、今後の取組に生かす。

(2) 対象

金沢市立小学校に在籍する4年生以上の全ての児童
金沢市立中学校・高等学校に在籍する全ての生徒

(3) 実施時期

令和5年6月29日（木）～7月7日（金）

(4) 調査人数

小学校：11,092名 中学校：10,143名 高等学校：709名

2 アンケート結果

問1 自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	携帯電話を持っている	24.0%	22.6%	22.6%	14.4%	14.3%	15.0%
イ	スマートフォンを持っている	16.0%	21.5%	23.8%	47.6%	52.8%	57.4%
ウ	両方持っている	1.6%	1.9%	1.9%	2.8%	2.5%	2.8%
エ	どちらも持っていない	58.3%	54.0%	51.7%	35.2%	30.4%	24.8%

問2 携帯電話やスマートフォンには、フィルタリングサービスが設定されていますか。

【割合は、問1の（ア＋イ＋ウ）の人数に対するもの】

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	設定されている	57.3%	59.3%	58.1%	49.3%	54.3%	54.9%
イ	設定されていない	15.3%	15.2%	16.5%	19.3%	18.1%	17.8%
ウ	分からない	27.4%	25.5%	25.4%	31.4%	27.6%	27.3%

問3 インターネットができるパソコン・ゲーム機・携帯音楽プレイヤーなどを持っていますか。(複数回答可)

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	パソコン	34.6%	30.2%	27.8%	39.4%	34.6%	33.7%
イ	ゲーム機	66.0%	66.6%	67.7%	63.6%	63.9%	69.7%
ウ	携帯音楽プレイヤー	5.9%	4.3%	4.7%	9.8%	7.5%	8.0%
エ	タブレット端末など	43.7%	40.2%	39.8%	45.4%	40.1%	40.4%
オ	持っていない	8.3%	9.3%	9.5%	8.5%	9.2%	9.2%

【問1：携帯電話やスマートフォン等の所持率】

・小学校で5割近く、中学校で7割以上が所持しており、スマートフォンの所持率とともに年々増加している。

【問2：フィルタリングが設定されている割合】

・小学校で6割近く、中学校で5割以上となっており、前年度とほぼ同様の結果である。

【問3：インターネットに接続可能な機器の所持率】

・小・中学校ともに9割以上が所持しており、特に、ゲーム機を所持している割合が最も多く、小・中学校ともに7割近くいる。

問4 携帯電話・スマートフォン・パソコン・その他の機器を1日にどれくらい使いますか。

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	1時間まで	30.0%	27.6%	26.4%	19.3%	14.9%	14.0%
イ	1時間から3時間	46.0%	48.0%	49.4%	53.9%	54.8%	54.3%
ウ	3時間から5時間	13.3%	13.3%	13.4%	17.0%	19.9%	20.5%
エ	5時間以上	4.4%	5.1%	5.1%	6.5%	7.7%	8.4%
オ	使わない	6.3%	6.0%	5.7%	3.3%	2.7%	2.8%

問5 1人1台学習用端末を自宅に持ち帰った場合、1日にどれくらい使いますか。 ※令和5年度新規項目

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	1時間まで			63.2%			46.5%
イ	1時間から3時間			17.0%			13.3%
ウ	3時間から5時間			1.7%			1.2%
エ	5時間以上			0.5%			0.5%
オ	使わない			17.6%			38.5%

問6 携帯電話・スマートフォン・パソコン・その他の機器の使い方について、どのようなルールがありますか。
(複数回答可)

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	使う時間を決めている	63.0%	63.0%	63.9%	44.0%	43.6%	48.8%
イ	使う場所を決めている	32.9%	31.8%	29.5%	29.7%	26.4%	25.6%
ウ	してはいけないことを決めている	35.6%	34.2%	34.0%	35.9%	34.6%	36.0%
エ	その他のルールを決めている	20.6%	20.3%	19.8%	18.1%	16.4%	17.3%
オ	特に決めていない	15.1%	15.1%	15.7%	27.1%	25.7%	25.4%

問7 インターネットをよく使うのは、どれですか。(複数回答可)

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	学習関係	33.5%	32.3%	31.6%	56.4%	54.9%	51.0%
イ	動画視聴等	70.8%	73.0%	74.7%	86.0%	85.0%	87.3%
ウ	メールのやりとり	19.7%	23.0%	24.4%	54.4%	56.5%	60.4%
エ	ゲーム	67.2%	69.0%	68.0%	69.6%	69.7%	70.4%
オ	音楽等のダウンロード	10.7%	9.4%	9.2%	28.8%	28.7%	30.1%
カ	インターネットで買い物	1.8%	1.6%	1.5%	9.8%	9.7%	10.9%
キ	SNS	2.5%	3.7%	4.3%	21.7%	22.7%	26.5%
ク	無料通話アプリ	14.1%	16.0%	16.0%	38.5%	36.5%	36.8%
ケ	その他	6.7%	6.4%	5.8%	9.4%	7.7%	7.8%
コ	使わない	4.6%	4.8%	3.9%	2.0%	1.3%	1.8%

【問4：携帯電話・スマートフォン等の1日の使用時間】

- ・1時間以上使用する割合が、小学校で7割近く、中学校で8割以上となっており、3時間以上使用している割合も一定数いる。

【問5：1人1台学習用端末の1日の使用時間】

- ・「1時間まで」と回答した割合が最も高く、小学校で6割、中学校で4割以上である。

【問6：使い方のルール】

- ・小・中学校ともに、「使う時間を決めている」と回答した割合が最も高く、小学校で6割以上、中学校で5割近くである。

【問7：インターネットの使用内容】

- ・小・中学校ともに、「動画視聴を含む興味のあることを見たり調べたりする」が最も多く、小学校で7割以上、中学校で9割近くである。次いで「ゲームをする」が多い。

問8 インターネット上で、次のようなことをされたことがありますか。(複数回答可)

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	悪口を書かれた (人数)	0.9%	0.7%	0.8% (94名)	1.2%	1.2%	1.2% (125名)
イ	個人情報・写真を流された (人数)	0.2%	0.3%	0.3% (32名)	1.1%	1.1%	1.2% (123名)
ウ	特になし	98.6%	97.1%	96.7%	97.1%	97.0%	97.3%

問9 インターネット上で、次のようなことをしたことがありますか。(複数回答可)

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	悪口を書いた (人数)	0.2%	0.2%	0.4% (39名)	0.4%	0.4%	0.4% (44名)
イ	許可なく売買や課金をした (人数)	0.9%	0.7%	0.5% (57名)	1.0%	0.8%	0.7% (68名)
ウ	他人の個人情報・写真を流出・転送した (人数)	0.2%	0.2%	0.1% (11名)	0.4%	0.3%	0.4% (43名)
エ	自分の個人情報・写真を流出した (人数)	0.3%	0.2%	0.3% (29名)	0.6%	0.6%	0.7% (74名)
オ	知り合った人と電話・メールした (人数)	0.9%	1.0%	1.2% (131名)	5.3%	4.7%	5.2% (523名)
カ	知り合った人に会った ・会いそうになった (人数)	0.2%	0.2%	0.4% (42名)	0.6%	0.5%	0.8% (85名)
キ	したことはない	97.4%	96.1%	97.8%	92.1%	93.5%	93.2%

【問8、9：インターネット上での不適切な行為】

・ほとんどの児童生徒が「特になし」「したことはない」と回答する一方で、割合は少ないものの、「悪口を書かれた・書いた」「個人情報を流された・流した」「インターネット上で知り合った人と電話やメールをした」「インターネット上で知り合った人に会った・会いそうになった」と回答した児童生徒がいる。

問10 インターネットに関する内容について、次の（１）～（３）のことをどう思いますか。

（１）インターネット上に悪口や人を傷つけることを書き込むことは犯罪である。

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	思う	95.5%	94.4%	93.9%	92.3%	94.9%	93.6%
イ	思わない	0.9%	1.4%	1.7%	1.7%	1.3%	1.3%
ウ	分からない	3.6%	4.2%	4.4%	6.0%	3.8%	5.1%

（２）インターネット上に一度書き込んだ情報は、完全に消すことはできない。

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	思う	78.8%	79.2%	80.8%	92.3%	93.0%	92.8%
イ	思わない	3.1%	4.2%	4.2%	1.7%	2.1%	2.1%
ウ	分からない	18.1%	16.6%	15.0%	6.0%	4.9%	5.1%

（３）インターネットへの書き込みは、誰が書いたかを調べることができる。

		小学校			中学校		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
ア	思う	66.7%	64.5%	67.2%	82.8%	85.0%	84.5%
イ	思わない	5.3%	7.6%	7.0%	2.5%	2.7%	2.6%
ウ	分からない	28.0%	27.9%	25.8%	14.7%	12.3%	12.9%

【問10：インターネットに関する知識・理解の状況】

- ・「インターネット上に悪口を書き込むことは犯罪である」については、「思う」と回答した割合が、小・中学校ともに9割以上となっている。
- ・「一度書き込んだ情報は完全に消すことができない」「誰が書いたかを調べることができる」については、「思わない」「分からない」が一定数いる。

令和6年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項について

令和5年10月18日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和6年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 令和6年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。
なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

令和6年2月15日（木）から同月20日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

(2) 志願者数公表

令和6年2月20日（火）午後3時30分に、本校において行う。

(3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

令和6年2月26日（月）から同月28日（水）まで。

(4) 確定志願者数公表

令和6年2月28日（水）午後3時30分に、本校において行う。

(5) 調査書等の提出期間

令和6年2月28日（水）から同年3月1日（金）まで。

なお、(1)、(3)及び(5)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、令和6年2月20日（火）及び同月28日（水）の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。
 なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。
- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。
 なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。
 なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

9 学力検査等

- (1) 学力検査は、令和6年3月6日（水）及び同月7日（木）の両日、入学志願者の全員について本校において行う。
- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月6日（水）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語

*各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月7日（木）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～
	社会	数学	面接

*各教科100点満点（面接を除く。）

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、令和6年3月14日（木）正午に、本校において受検番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。
- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を令和6年1月5日（金）以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。
 なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定による、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委

員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

(4) 転勤による県外からの一家転住、その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

(5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、令和6年2月26日（月）から同月28日（水）午後3時までとする。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

(1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

(2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

(3) 帰国後3年未満（外国人にあつては入国後3年未満）の者に対する学力検査問題における特別措置

ア 漢字にひらがなのルビを振った学力検査問題（設問の都合上、問題にルビを振らない場合もある。）での受検を希望する場合は、入学願書出願開始日までに、特別措置申請書により金沢市教育委員会に申請するものとする。

イ 措置内容については、本人宛てに通知する。

13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

(1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。

(2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。

(3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める令和6年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

14 推薦入学

次の学科について実施する。

(1) 募集人員 72人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	24人
電 気 科	12人
電 子 情 報 科	12人
建 築 科	12人
土 木 科	12人

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、令和6年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。
なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。
- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。
なお、成績一覧表は、令和6年2月28日（水）から同年3月1日（金）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は令和6年1月22日（月）から同月24日（水）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

ア 面接は、令和6年1月30日（火）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9:00～9:30	9:30～9:45	10:00～
受 付	氏名確認及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

- ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

ア 令和6年2月5日（月）午前10時に、本校において学科別合格内定者数を公表する。

イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、令和6年2月5日（月）に各中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、令和6年3月14日（木）正午に、本校において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、令和6年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 一般入学の学力検査等における救済措置

(1) 対象者

一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア又はイに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条の規定による学校において予防すべき感染症等により、特別な配慮によっても受検できなかつた者

イ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかつた者

(2) 申請及び審査

ア 申請

(ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、令和6年3月6日（水）及び同月7日（木）の両日とも原則午前9時までに、本校校長に対して電話にて伝える。

(イ) 受検希望者は、令和6年3月7日（木）の原則午後4時までに、中学校長を経由して本校校長へ追検査受検申請書を提出する。その際、追検査受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書、中学校長の副申書など）を添付する。

イ 審査

(ア) 本校校長は、申請書等を審査し、(1)ア又はイに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。

(イ) 本校校長は、令和6年3月8日（金）午後3時までに審査結果通知書及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書を中学校長に交付する。

(ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。

(3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

(4) 追検査

ア 追検査は、令和6年3月18日（月）に本校において行う。

イ 追検査は、検査Ⅰ（国語、外国語（英語（「聞くことの検査」は行わない。）））、検査Ⅱ（理科、社会、数学）を次の日程により実施する。

3月18日（月）	8:20～8:40	9:00～9:40	10:00～11:00
	受付	検査Ⅰ	検査Ⅱ

ウ 配点については、検査Ⅰについては、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱについては理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点とする。

エ 面接及び適正検査については、実施しないこととする。

(5) 選抜結果の通知

本校校長は、選抜結果通知書を作成し、令和6年3月18日（月）に中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は行わない。

16 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める令和6年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、令和6年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び令和6年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

令和5年度金沢市社会教育功労者表彰について

令和5年10月23日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和5年度金沢市社会教育功労者表彰について

表彰式 日時 令和5年11月30日（木）午前10時30分

会場 金沢市第二本庁舎 3階 2301会議室

氏名	所属団体・役職名
あかいけ ひろし 赤 池 廣	金沢市レクリエーション協会 副理事長
うだ なおと 宇 田 直 人	石川県PTA連合会 会長
こざか えいじ 小 坂 栄 司	金沢市内川公民館 郷土史編纂委員
たかぎ てるこ 高 木 照 子	金沢市浅野川公民館 館長
なかむら やすお 中 村 康 夫	金沢市長土堀公民館 青壮年部長
みやざき ふみよ 宮 崎 二 三 代	ボーイスカウト金沢22団 団委員 ボーイスカウト金沢地区協議会 総務委員
やまぐち はつみ 山 口 初 美	味噌蔵地区婦人会 会長
やまだ きこう 山 田 億 幸	金沢市松ヶ枝公民館 館長

※五十音順

令和 6 年度

金沢市立小・中学校における
教育課程編成・実施の基本方針

令和 5 年 1 0 月
金沢市教育委員会

令和3年1月に、中央教育審議会より「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が示された。答申には、「急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質・能力を育成することが求められており、その資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要である。」と記されている。

本市においては、平成28年度より既に実践している「金沢型学校教育モデル」において、児童生徒が「何を学ぶか」という内容として「金沢型学習プログラム」、「どのように学ぶか」という方法として「金沢型学習スタイル」、それらを支える学びの土台として「金沢型小中一貫教育」という3つの要素から、資質・能力の育成を目指してきた。

「金沢型学習プログラム」は、全小・中学校の基準となる学習内容を明確にすることにより、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成や金沢への愛着と誇りがもてる教育を推進することを目的としている。具体的には、「金沢ベーシックカリキュラム」「金沢ふるさと学習」「金沢『絆』活動」の3つの内容を示している。

本基本方針は、各学校において「金沢型学習プログラム」に基づく教育活動を実践するに当たっての「教育課程編成の基本的な考え方」「教育課程実施の基本的な考え方」「教育課程編成・実施の留意事項」について定めたものである。

これに基づき、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、各学校においては、子供たちが自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を明確にしながら、地域・家庭との連携・協働により、その実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し「カリキュラム・マネジメント」を促進することが大切である。

I 教育課程編成の基本的な考え方

1 金沢ベーシックカリキュラムに基づく特色ある教育課程の編成

金沢ベーシックカリキュラムは、全小・中学校の基準となる知・徳・体の調和のとれた特色ある教育課程であり、各教科の教育課程に加え、道徳教育、人権教育、健康教育等の年間指導計画例も示している。各学校においては、これを基準として、児童生徒の実態や地域の特色等を踏まえた「特色ある学習内容」を加え、学校独自の教育課程を編成する。

- (1) 各学校においては、金沢ベーシックカリキュラムを基準に、全国学力・学習状況調査や県基礎学力調査、県評価問題、定期テスト、単元末テスト、体力・運動能力調査等の結果を有効に活用したり、金沢及び地域の資産を生かした学習を各教科等に位置付けたりして、「特色ある学習内容」を充実させ、学校独自の教育課程を編成する。
- (2) 各学校においては、金沢ベーシックカリキュラムにおいて明記した【小学校との関連】【中学校との関連】を生かしながら、中学校区の小・中学校の各種調査結果を分析し、「特色ある学習内容」を充実させ、学校独自の教育課程を編成する。

- (3) 道徳教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。
- (4) 人権教育の指導計画について、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。
- (5) 健康教育の指導計画について、健康教育推進プラン2024に基づき、全体計画及び年間指導計画の改善・充実、各教科等との関連を図り、自校の実態に即した教育課程となるよう編成する。

2 金沢ふるさと学習の推進

「金沢ふるさと学習」は、金沢のもつ伝統や文化、自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、金沢について学び、考え、かかわり、広めることを通して、金沢のまちに愛着と誇りをもち、まちづくりの担い手を育むことをめざす学習である。

- (1) 小学校第1・2学年においては、生活科又は学級活動の時間の中で、小学校第3学年から中学校第3学年までは、総合的な学習の時間の中で定められた時数を下限として教育課程を編成する。
- (2) 各学年のテーマ、ねらい及びねらいを達成するために設定した単元は、全小・中学校で共通のものとする。なお、学校の実情や地域の実態に応じて、扱う素材については各学校において選択して、教育課程を編成する。
- (3) 指導資料に示した身に付けさせたい資質・能力及び態度を育成できるように、各学校の教育課程を充実する。
- (4) これまでのユネスコスクールとしての取組を「金沢SDGs」「G7 富山・金沢こども宣言」の視点で点検・再評価し、各学校の実情に応じて総合的な学習の時間の教育課程を充実する。

※「SDGs」とは、「持続可能な開発目標」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成される。

※平成31年4月からスタートした「金沢SDGs」には、金沢でSDGsを効果的に進めるにあたり、「金沢の風土、歴史、文化を踏まえること」、「経済、社会、環境の3つの側面を包括的に捉えること」という視点から5つの方向性が示されている。

（「金沢市SDGs未来都市計画」は、以下のURLを参照）

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuchoseika/gyomuanai/6/4/6854.html>

〔5つの方向性〕

1. 自然、歴史、文化に立脚したまちづくりをすすめる
2. 環境への負荷を少なくし資源循環型社会をつくる
3. 次代を担う子供たちの可能性を引き出す環境をつくる

4. 誰もが生涯にわたって学び活躍できる社会風土をつくる
5. 文化や産業に革新的イノベーションが起きる仕組みをつくる

※令和5年3月にG7富山・金沢教育大臣会合公式サイドイベントとして開催された「富山・金沢こどもサミット」において、富山市と金沢市の中学生によって以下の宣言文がまとめられた。

「G7富山・金沢こども宣言書」
～自分と社会のよりよい未来を創るために私たちができること～
〔5つの提言〕

1. 夢や目標を持ち、自分のよさや可能性を生かします
2. 多様性を受け入れ、他者を理解・尊重します
3. 住みやすく、誰もが誇れるまちをつくります
4. 持続可能で幸福な社会を実現します
5. 100年後の明るい未来のためにバトンをつないでいきます

3 金沢「絆」活動の推進

金沢「絆」活動は、「金沢子どもかがやき宣言」に基づく実践を通して、人と人との絆を大切にしながら、責任感、思いやり、向上心、行動力、コミュニケーション能力などの心と力を磨く児童会・生徒会活動である。金沢「絆」会議の開催、各中学校区における金沢「絆」プロジェクトの実施、金沢「絆」の日の設定の3つの取組により活動を推進していく。

- (1) 「金沢子どもかがやき宣言」に基づいた具体的な実践については、金沢「絆」会議で協議・決定したテーマを基に、地区別「絆」会議を開催するとともに、校区の実態に応じた具体的な取組を協議・決定する。各学校の児童会・生徒会における金沢「絆」プロジェクトの主体的な取組につなげることで、児童生徒相互の好ましい人間関係の育成や基本的な生活習慣、社会規範を身に付けることができるよう、各学校において特色ある教育課程を編成する。
- (2) 金沢「絆」の日については、児童会・生徒会が中心となり、保護者・地域と連携しながら、人と人とのつながりを大切に活動を実施するため、各学校において特色ある教育課程を編成する。

4 特別支援学級、通級指導教室における教育課程の編成

国の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（H24.7）等を踏まえ、各学校においては、特別な支援を必要とする児童生徒について、その障害等についての理解を進め、「金沢市特別支援教育指針（第2次）」（R2.12改定）の基本理念に基づき、すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな教育課程を編成することが重要である。

- (1) 日々の観察において、学校生活の様子や学習状況等を把握するとともに、保護者との面談等を行い、家庭生活の様子や生育歴・相談歴、障害の程度等を考慮のうえ、一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な教育課程を編成する。
- (2) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒について、関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」を作成するとともに、それに基づいた教育課程を編成する。
- (3) 「特別の教科 道徳」については、「各教科等を合わせた指導」を教育課程に位置付ける場合、「各教科等を合わせた指導」の中で行うと捉え、教育課程を編成することもできる。ただし、知的障害のない児童生徒に対しては、道徳科の教育課程を編成し、時間割上にも明記する必要がある。
- (4) 「自立活動」については、「各教科等を合わせた指導」を教育課程に位置付ける場合、「各教科等を合わせた指導」の中で行うと捉え、教育課程を編成することもできる。ただし、知的障害のない児童生徒に対しては、自立活動の教育課程を編成し、35時間以上位置付けるとともに、時間割上にも明記する必要がある。

5 信頼される学校づくりに向けた教育課程の編成

教職員と保護者、地域住民が共に学校の教育活動をつくる時代にあっては、「社会に開かれた教育課程」を編成していくことが必要となる。広く市民が教育課程を理解することができるよう、各学校においては、児童生徒や地域の現状に関する調査結果等に基づき、保護者や地域住民のニーズを把握するとともに、それらを生かした教育課程を編成することが重要である。

- (1) 公開授業の設定、様々な教育活動への参加・参画等、保護者や地域住民が、教育課程への理解を深めることができるように、教育課程を編成する。
- (2) 教職員が行う自己評価や学校運営協議会による評価結果を生かして教育課程の改善を図る。
- (3) 各学校の優先健康課題に対する健康教育、地域と連携した防犯・防災訓練等の安全教育や防災教育など、保護者や地域住民と連携した教育課程を編成する。
- (4) 地域の人材や施設、近隣の教育機関等との連携を意識した教育課程を編成する。

Ⅱ 教育課程実施の基本的な考え方

1 教育課程実施における量的な把握と質的な把握

- (1) 各学校における教育課程の実施に当たっては、「令和6年度金沢市立小中学校の標準授業時数（別表1、別表2）」を下回ることはないよう、計画的な実施のために必要な時数管理を行う。また、年間指導計画一覧表を活用して進捗確認を行うなど、適切な履修状況の確認及び教育課程実施状況の量的な把握について工夫し、課題が見られた場合は速やかに、組織的に対応する。
- (2) 金沢型学習スタイル及びICT版金沢型学習スタイルに基づく授業改善、ねらいや学習課題とまとめの整合性、年間指導計画に基づいた道徳科の実施等の教育課程実施内容の充実のために、例えば、週案の形式や内容記載の統一、チェックシートの活用等、教育課程の質的な把握について工夫し、課題が見られた場合は速やかに、組織的に対応する。

2 各学校における特色ある教育課程の実施

- (1) 学力調査や体力・運動能力調査の結果に基づき、自校の児童生徒の実態を踏まえ、定着が不十分な学習内容等について、まとめや習熟の時間を設ける等、必要に応じて教育課程の見直しを図り、適切に実施する。
- (2) 各学校の「特色ある学習内容」については、確実に実施するとともに、成果や課題を検証し、次年度の教育課程編成に反映させる。

3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育課程の実施

- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の教育課程について、実態に合わない場合は、年度内であっても修正を行うとともに、教育課程の実施についての成果や課題を、次年度の教育課程に反映させる。
- (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については作成された「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づいて、学習の状況や結果の評価を行い、必要に応じて適切に教育課程を実施する。

4 信頼される学校づくりに向けた教育課程の実施

- (1) 教職員が行う自己評価や学校運営協議会による評価結果を、教育課程の実施に生かすとともに、必要に応じて教育課程の見直しを行う。
- (2) 児童生徒による授業評価や保護者等の学校関係者による評価、学校運営協議会による評価については、保護者や地域住民に分かりやすく結果を公表する。

Ⅲ 教育課程編成・実施の留意事項

教育課程の編成・実施に当たっては、教育活動で生じる諸問題や、児童生徒の実態、学校評価や教育課程の実施状況の評価等に基づく課題を踏まえ、学校の教育課程編成方針や各担当者の役割を明確にして、校長の監督のもと、組織的に行うことが重要である。

1 指導計画の内容

(1) 小学校において編成する教育課程

- ・令和5年度の教育課程の成果を生かし、課題を改善しながら、C4th 書庫に掲載した金沢ベーシックカリキュラムを基準として「特色ある学習内容」等を位置付けた学校独自の教育課程を編成する。

※令和6年度使用小学校用教科書については、学年によって、給与済の教科書を引き続き使用する教科があるため、教育課程の編成に留意する。

生活科	第2学年	(東京書籍)	令和5年度版を給与済)
図画工作科	第2学年	(日本文教)	令和5年度版を給与済)
	第4学年	(日本文教)	令和5年度版を給与済)
家庭科	第6学年	(日本文教)	令和5年度版を給与済)
	第6学年	(開隆堂)	令和5年度版を給与済)
体育科(保健)	第4学年	(東京書籍)	令和5年度版を給与済)
	第6学年	(東京書籍)	令和5年度版を給与済)

(2) 中学校において編成する教育課程

- ・令和5年度の教育課程の成果を生かし、課題を改善しながら、C4th 書庫に掲載した金沢ベーシックカリキュラムを基準として「特色ある学習内容」等を位置付けた学校独自の教育課程を編成する。

※令和6年度使用中学校用教科書については、学年によって、給与済の教科書を引き続き使用する教科がある。

国語科(書写)	第3学年	(光村図書)	令和4年度版を給与済)
	第2学年	(光村図書)	令和5年度版を給与済)
社会科(地理的分野)	第2学年	(帝国書院)	令和5年度版を給与済)
社会科(歴史的分野)	第3学年	(育鵬社)	令和4年度版を給与済)
	第2学年	(育鵬社)	令和5年度版を給与済)
音楽科(一般)	第3学年	(教育芸術社)	令和5年度版を給与済)
音楽科(器楽合奏)	第3学年	(教育芸術社)	令和4年度版を給与済)
	第2学年	(教育芸術社)	令和5年度版を給与済)
美術科	第3学年	(光村図書)	令和5年度版を給与済)
保健体育科	第3学年	(東京書籍)	令和4年度版を給与済)
	第2学年	(東京書籍)	令和5年度版を給与済)
技術家庭科(両分野)	第3学年	(東京書籍)	令和4年度版を給与済)
	第2学年	(東京書籍)	令和5年度版を給与済)

(3) 各学校の教育課程に位置付ける指導計画

① 道徳教育

- ・「道徳教育全体計画」については「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」を踏まえ、「基本的把握事項」及び「具体的計画事項」について適切に記載する。
- ・「道徳教育全体計画（別葉）」については、各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間、地域・家庭との連携、特色ある教育活動や豊かな体験活動等における道徳教育の方針、内容及び時期を一覧にまとめ、「特別の教科 道徳」が道徳教育の要としての役割を果たせるように作成する。
- ・「道徳教育年間指導計画」については、「金沢ベーシックカリキュラム道徳科」を基準として、各学校の道徳教育の状況やそれに伴う児童生徒の実態等を考慮して、主題の配列、重点的指導、各教科等の体験活動との関連的指導など、指導の効果を高めるための創意工夫を行い、本カリキュラムの「特色ある学習内容」欄に、学校独自の内容等を追加する。
- ・各学校においては、「私たちの道徳」「いしかわ版道徳教材」「映像資料集」「映像資料集2」の活用推進に向けて、年間指導計画の中に「資料名」等に記載する。なお、学期に1回程度「いしかわ版道徳教材」を活用した学習を指導計画に位置付ける。
- ・指導計画については、道徳教育推進教師を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

② 人権教育

- ・「人権教育全体計画」については、人権教育を通じて培われるべき資質・能力（ア知識的側面、イ 価値的・態度的側面、ウ 技能的側面）を踏まえ、児童生徒の実態に応じた課題を把握し、指導の重点を明確にして作成する。
- ・「人権教育年間指導計画」については、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連、授業における部落差別の歴史理解のためのDVD及び学習指導案の活用方法を明確にして作成する。
- ・人権教育の全体計画及び年間指導計画については、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～」(H20.3)及び「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」(R3.3)に基づき、人権教育担当者を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

③ 健康教育

- ・「健康教育全体計画」については、学校教育目標、児童生徒の実態、健康教育の目標、各学年の発達段階に応じた健康教育の目標、自校の優先健康課題や到達目標等について記載するとともに、7つの重点的健康課題の取組について、各教科等や特別活動との関連や家庭・地域との連携等を明確にして作成する。
- ・「健康教育年間指導計画」については、自校の優先健康課題の目標や内容を明示するとともに、各教科等との関連及び家庭や地域との連携等を考慮して、各月の活動内容を具体的に記載する。
- ・健康教育の全体計画及び年間指導計画については、保健主事又は健康教育担当者を中心として、全教師の主体的な参画により作成する。

2 教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

教育課程の編成・実施に当たっては、学級担任及び教科担当者等が、教育課程実施上の課題等について、次年度の教育課程編成に反映させるという視点を持つとともに、各担当者の役割を明確にして、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。

(1) 主幹教諭・教務主任の役割

- ・主幹教諭・教務主任は、教育課程の編成に当たって、管理職の指導のもと、各学校の教育課程編成方針を明確にして、全職員による組織的な編成体制を構築する。また、教育課程の実施状況をきめ細かに把握するとともに、課題が見られた場合は、速やかに組織的に対応する。

(2) 研究主任（学力向上担当者）の役割

- ・研究主任（学力向上担当者）は、教育課程の編成に当たって、各種学力調査の結果等を各教科の「特色ある学習内容」に反映させるために、自校の学力の現状を把握し、課題を明確にする。また、教育課程の適切な実施に向けて、全体研究会や分科会、学年会や教科部会等を活用し、指導方法の工夫や教材開発等、教育課程の質的な向上について組織的に対応する。

(3) 生徒指導主事の役割

- ・生徒指導主事は、教育課程の編成に当たって、児童会・生徒会担当者と連携し、金沢「絆」活動において、児童会・生徒会の主体的な活動が推進されるよう、自校の教育課程を工夫する。また、教育課程の適切な実施に向けて、生徒指導の状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(4) 進路指導主事等の役割

- ・進路指導主事及び小学校進路指導担当者は、教育課程の編成に当たって、児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、自校の教育課程を工夫するとともに、「キャリア・パスポート」を活用するに当たっては、学級活動を中心に教育課程の編成の際に、どの場面で活用するのかを明記するようにする。また、教育課程の適切な実施に向けて、進路指導の状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(5) 保健主事等の役割

- ・保健主事又は健康教育担当者は、健康教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の健康課題を明確にして、児童生徒の健康や体力の向上に資するよう指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(6) 道徳教育推進教師の役割

- ・道徳教育推進教師は、道徳教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の道徳教育の課題を明確にして、児童生徒の道徳性の育成に向けて指導計画作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記

するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

(7) 人権教育担当者の役割

- ・人権教育担当者は、人権教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の人権教育の課題を明確にして、人権教育の目標達成に向けて指導計画を作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。なお、人権教育の一層の推進のため、部落差別の歴史理解のためのDVD及び学習指導案を校内研修等において積極的に活用する。

(8) GIGA スクール推進リーダーの役割

- ・GIGA スクール推進リーダーは、情報活用能力体系表及び情報モラル教育カリキュラム表を作成するとともに、教育課程の編成に当たって、GIGA スクール推進委員会を開催するなど、学校全体でICT機器を有効に活用しながら授業改善を図ることができるよう組織的に対応する。

(9) 各種教育担当者の役割

- ・各種教育担当者は、各種教育の指導計画作成及び教育課程の編成に当たって、自校の各種教育の課題を明確にして、各種教育の目標達成に向けて指導計画を作成するとともに、各教科等の「特色ある学習内容」の欄に指導計画との関連を明記するなど、教育課程の充実を図る。また、指導計画及び教育課程の適切な実施に向けて、取組状況を把握し、見られた課題について組織的に対応する。

3 特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の編成・実施に向けた各担当者の役割

特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒の教育課程の編成・実施並びに特別な支援を必要とする児童生徒の教育課程の実施に当たっては、「金沢市特別支援教育指針（第2次）」(R2.12改定)の「7つの基本方針」等を踏まえ、学級担任及び教科担当者等が、教育課程実施上の課題等について、次年度の教育課程編成に反映させるよう、各担当者の役割を明確にして、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

- ・特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程編成に当たって、児童生徒の成長や課題を明確にしたうえで、一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程となるよう工夫する。また、校内委員会を開催するなど、複数の教職員で組織的に編成できるようにする。

(2) 特別支援学級担当者の役割

- ・特別支援学級担当者は、一人一人の教育的ニーズを把握し、主幹教諭・教務主任等と協力して教育課程を編成する。基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づき行うが、学級の実態や児童生徒の障害を考慮の上、特別支援学校の学習指導要領を

参考にして、児童生徒の実態に合った教育課程を編成する。また、教育課程の実施においては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、PDCA サイクルに基づいた指導内容や指導方法の改善及び充実を図る。

(3) 通級指導教室担当者の役割

- ・通級指導教室担当者は、児童生徒が在籍する学校の学級担任等と連携し、一人一人の教育的ニーズを把握し、通常の学級における集団での指導目標、通級指導教室における指導目標を明確にしたうえで、自立活動の目標や内容を参考に教育課程を編成する。

4 教育課程実施状況の把握と改善

(1) 各種調査による教育課程実施状況の把握と改善

- ・各種学力調査や体力・運動能力調査等の結果から、教育課程の実施状況を把握し、改善に努める。

(2) 学校評価による教育課程実施状況の把握と改善

- ・教育課程の実施状況については、「学校評価ガイドライン〔平成 28 年度改訂〕」(H28.3.22 付)及び「令和 6 年度金沢市学校評価ガイドライン」(R6.3 送付予定)に沿って実施される学校評価の中で、重要な要素(指標・データ)となることから、客観的な評価となるよう工夫する。
- ・教育課程の実施状況等の評価結果は、次年度の教育課程編成に生かすとともに、その評価結果を保護者等に適切に説明するよう努める。

5 教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

(1) 小学校及び中学校の各学年における各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は金沢市が定めた「別表 1」「別表 2」に示す授業時数を標準とする。

(2) 年間授業時数については、1 単位時間を小学校では 45 分、中学校では 50 分で行った授業によって「別表 1」「別表 2」に示す授業時数を確保することに留意する。

(3) 指導内容の確実な定着を図るために必要がある場合は、年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保する。また、「金沢市立小学校、中学校管理規則」に則り、特色ある教育課程を編成・実施するために、校長の裁量を生かし、長期休業日及び週休日等に授業を実施できることに留意する。

(4) 土曜授業（児童生徒に代休日を設けず、土曜日を活用して教育課程内の教育活動を行うもの）については、各学校の裁量で実施してもよいこととするが、実施回数は学期に原則 1 回程度とする。また、週休日等を活用した授業(児童生徒に代休日を設け、土曜日等を活用して教育課程内の教育活動を行うもの)についても、各学校の裁量とする。

(5) 長期休業日や週休日等に授業をする場合は、児童生徒の負担過重や健康管理等に配

慮し、保護者にその趣旨等を周知し十分理解を得るようにする。

- (6) 週ごと、月ごと、学期ごとに授業時数の管理や学習の進捗状況の把握を行うなど教育課程の実施状況等については、学級担任や教科担当者等が点検・評価する。
- (7) 総合的な学習の時間についてはその趣旨を踏まえて、児童生徒の探究的な学習となるような探究課題を設定するとともに、特別活動の安易な代替につながらないよう教育課程を編成・実施する。
- (8) 「金沢ふるさと学習」については、次のとおり実施する。
- ・小学校において、第1・2学年は4単位時間、第3・4学年は7単位時間、第5・6学年は12単位時間を下限とする。
 - ・中学校において、第1学年は8単位時間、第2学年では10単位時間、第3学年では12単位時間を下限とする。
 - ・「金沢ふるさと学習指導資料」に示す中学校第1学年の学習内容と中学校第2学年の学習内容については、入れ替えて実施することが可能であることから、学校の実情や地域の実態に応じて教育課程を編成する。
- (9) 小学校英語活動・英語科とショートタイムは、次のとおり指導計画に位置付け充実を図るとともに、実施に当たっては、週案及び年間指導計画に、その指導内容を記載し、時数の集計を確実に行う。
- ・第1・2学年はショートタイム15分30回で10単位時間とする。
 - ・第3・4学年は英語科35単位時間、ショートタイム15分36回で12単位時間とする。
 - ・第5・6学年は英語科70単位時間、ショートタイム15分36回で12単位時間とする。
 - ・授業時数の増加に伴う時間割編成については、「金沢市小中一貫英語教育のさらなる推進に向けて〔答申〕」(H31.2)に基づき、各学校においては、委員会やクラブ活動の時間の扱い方や長期休業の利用等により、実情に合わせて日課や時間割編成を工夫して教育課程を編成する。
- ※なお、クラブ活動の時間については「小学校における特別活動(クラブ活動)の授業時数等について(通知)」(H30.11.20)のとおり、年間10単位時間以上(原則月1回程度)とする。
- (10) 児童生徒の情報活用能力については、各学校の実態に応じた「情報活用能力体系表」を作成し、各教科等の問題解決的な学習過程を通して育成できるよう、工夫して教育課程を編成する。
- (11) 各教科等の時数の配当に当たっては、各種調査の実施及びまとめや習熟の時間の設定について適切に配慮するとともに、定着が不十分な単元の履修等については、十分な時間を掛けられるよう工夫して教育課程を編成する。
- (12) 金沢ベーシックカリキュラムの「主な学習内容」を変更する場合は、各教科の「特色ある学習内容」の欄に別ページの内容を指導することが分かるように明記するとともに、別ページに「主な学習内容」を作成する。但し、金沢ベーシックカリキュラムが金沢市立小・中学校の教育課程の基準であることを踏まえて、必要最小限の

変更となるように留意する。

- (13) 小学校において実施する「プログラミング教育」については、「金沢市立小学校プログラミング教育ベーシックカリキュラム（第二版）」（R2.3改訂）に基づいて、児童がプログラミングを楽しみながら体験することをとおして、プログラミングの働きやよさに気づき、プログラミング的思考を育成することを目指し、各学校のカリキュラム・マネジメントにより実施する。なお、第3・4学年においては、10時間を下限（学校裁量で増時することも可能）として実施する。
- (14) 特別活動における「キャリア・パスポート」については、学習指導要領特別活動第2〔学級活動〕3内容の取扱いの「指導に当たっては学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童・生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」のとおり、「キャリア・パスポート」を活用するに当たっては、学級活動を中心に教育課程の編成の際に、どの場面で活用するかを明記する。

6 特別支援学級の教育課程編成・実施に向けて留意すべき内容・授業時数等

- (1) 教育課程の編成に当たっては、教科・領域に偏りが生じることがないように学習内容について確認する。また、児童生徒にとって豊かな経験や学習ができるよう教育課程を工夫する。
- (2) 教育課程の編成に当たっては、前年度の教育課程を基に、一人一人の教育的ニーズや発達段階に合わせるとともに、児童生徒の生活年齢にふさわしいものとなるよう考慮する。また、年間総授業時数は当該学年の年間総授業時数を下回らないよう編成する。
- (3) 教育課程の実施状況については、児童生徒一人一人が実際に授業を受けたかどうかについて個別に時数の把握をする。欠席・早退等の授業を受けていない時間については、教育課程の実施時数に含めない。
- (4) 教育課程の実施時数については、同一教科の時数であっても、特別支援学級における指導の時数と交流学級における指導の時数とを分けて把握する。
- (5) 「学級活動」については、児童生徒が在籍する特別支援学級を単位として行い、学級担任が指導する。
- (6) 「特別の教科 道徳」については、児童生徒に合わせて具体的に指導内容を設定し、在籍する特別支援学級で指導する。児童生徒によっては、「各教科等を合わせた指導」の中ですることできるが、その場合においても、関連する単元、指導内容が分かるように記載する。

7 GIGA スクール構想に基づく教育課程の実施に向けて留意すべき内容

GIGA スクール構想の実施に当たっては、「GIGA スクール構想の実現へ 1人1台端末は令和の学びのスタンダード」（文部科学省 R2.6）及び金沢市教育委員会が作成する「金沢市立小・中学校 学校の情報化推進計画」（R3.1）、「金沢市立小・中学校 情報化年次計画」（R3.1 ※R6までに延長）、「ICT版金沢型学習スタイル」（R3.1）に基づき、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指すとともに、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善を実践することが大切である。

- (1) 1人1台学習用端末等については、各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等、全ての学習活動において積極的に活用を図るとともに、国の「学校教育情報化推進計画」（R5.1.24）に基づき、各学校において令和8年度までに1人1台学習用端末を授業でほぼ毎日活用している割合が100%となるよう、教科・学年・学級間で偏りが生じないように留意する。
- (2) 各教科等の指導においては、育成すべき資質・能力を見据えたうえで、各教科等の特質やICTを活用する利点などを踏まえて、ICTを活用する場面と活用しない場면을効果的に組み合わせて行う。
- (3) 各学校においては、「ICT版金沢型学習スタイル」に基づき、計画的・段階的にICTを活用した授業を実践する。その際、「ICT版金沢型学習スタイル」の基盤である「『だれでも』『いつでも』『すぐに』使えます」や「金沢型StuDx Style」を参考にしたり、ICT支援員等の外部人材を効果的に活用したりする。

令和6年度 金沢市立小中学校の標準授業時数

【小学校】

(別表1)

区分	各教科											総合的な学習 の時間	特別活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語	道徳			
第1学年	306		136		102	68	68		102		34		34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105		35		35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35	35	70	35	980
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35	35	70	35	1015
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35	70	35	1015
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35	70	35	1015

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 第1・2学年の英語活動については、年間10単位時間のショートタイム授業を行う。

※ 第3～6学年の英語科については、上記授業時数に加えて年間12単位時間のショートタイム授業を行う。

【中学校】

(別表2)

区分	各教科										総合的な学習 の時間	特別活動	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	道徳			
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

【共通】

※ 授業時数確保の観点から、短縮授業など、安易な日課変更は行わないこととする。

※ 教育課程の編成・実施に当たっては、「別表1」「別表2」に定める授業時数を下回ることがないようにする。

※ 「別表1」「別表2」に定める授業時数を上回って教育課程を編成・実施する場合は、児童生徒の負担過重にならないよう配慮する。